

報告第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人）
法定代理人（親権者）日出町在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 13,036 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 2 年 9 月 17 日午後 4 時頃、町道中央水家線において、自転車走行中舗装継ぎ目の交差箇所にできた水たまりにより前輪が滑り転倒した相手方に対し、左前腕を骨折する損害を与えた。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 2 年 12 月 18 日 |